

大阪府内就労継続支援A型事業所アンケート調査結果報告書

(未定稿)

平成25(2013)年10月

大 阪 府

はじめに

本年（平成25年）4月、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行されました。これまで制度の谷間にあつて支援を受けられなかった障がい者の支援の観点から、障がい者の範囲に難病等が追加されるとともに、障がい支援区分の創設、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大等所要の改正が行われています。

また、障がい者の就労の支援その他障がい福祉サービスの在り方については、法施行後3年をめどに検討がなされることとなっておりますが、障がい者の法定雇用率の引上げや障害者優先調達推進法の施行など、近年、一般就労はもとより、福祉的就労の充実、強化が、喫緊の課題となっております。

一方、現行の就労系福祉サービスのなかで、就労継続支援A型事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、当該事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる方（利用開始時に65歳未満の方に限る）に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともにその知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う重要な事業です。

雇用契約に基づく就労を実現するためには、就労継続支援B型事業と比べて相応の支援能力が求められますが、報酬単価や人員配置基準は就労継続支援B型事業と同様で制度設計上加味されておらず、職員は、障がい者に対する福祉的な支援に加え、最低賃金以上を確保し利益を追求する観点からマネジメントや営業的活動も求められるほか、各種報告や監査、個別支援計画の作成など、障がい福祉サービス事業に関わる業務と雇用契約に基づく監督官庁への各種報告義務など、事務量のダブル負担があるとされています。

これらの現状、課題を踏まえ、大阪府においては、昨年度（平成24年度）から大阪府障がい者自立支援協議会の下に、有識者からなる就労支援部会を設け、地域課題の抽出、検討を図るとともに、第4次大阪府障がい者計画に、就労支援の強化を最重点施策に位置付け、平成26年度において「福祉施設からの一般就労者数1,100人」や「就労実績のない就労移行支援事業所数ゼロ」などの数値目標を掲げ、さまざまな取組みを進めてきたところです。

本調査は、就労継続支援A型事業所の体制や就労支援活動の現状と課題を分析し、就労移行支援事業との役割分担も踏まえ、地域において不足するサービス基盤の整備や制度の質の向上、改善などを図ることを目的として実施したものです。

具体的には、大阪府内の就労継続支援A型事業所に対し、アンケート調査による書面調査を実施いたしました。

ご多忙の中、アンケート調査にご協力いただいた事業所の皆様方にこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成25年10月

大阪府福祉部障がい福祉室

目 次

I. 調査の概要

1. 調査目的	3
2. 調査対象・回収状況	3
3. 調査時期	3
4. 調査方法	3
5. 調査内容	3
6. 調査結果概要	4

II. アンケート調査集計結果

(1) 事業所の基本的事項	8
(2) 事業所運営の課題等について	2 1

資料	就労継続支援 A 型事業所に係るアンケート調査票	2 2
----	--------------------------	-----

I. 調査の概要

1. 調査目的

本調査は、府内(政令市・中核市含む)の就労継続支援A型事業所の実態を把握し、就労継続支援A型事業所の体制や就労支援活動の現状と課題を分析し、地域において不足するサービス基盤の整備や制度の質の向上、改善を図ることをめざすものです。

2. 調査対象・回収状況

アンケート調査対象及び回収状況は以下のとおり。

調査対象	調査条件	配布数	有効回答数	有効回収率
就労継続支援 A型事業所	大阪府下全数 (H25.7 現在)	57	38	66.7%

3. 調査時期

アンケートの調査時期は以下のとおり。

アンケート調査：平成25年7月に42事業所（平成25年3月現在）

平成25年8月に15事業所（平成25年7月時点で追加）

4. 調査方法

アンケート調査の方法は以下のとおり。

郵送配布・FAX回収

5. 調査内容

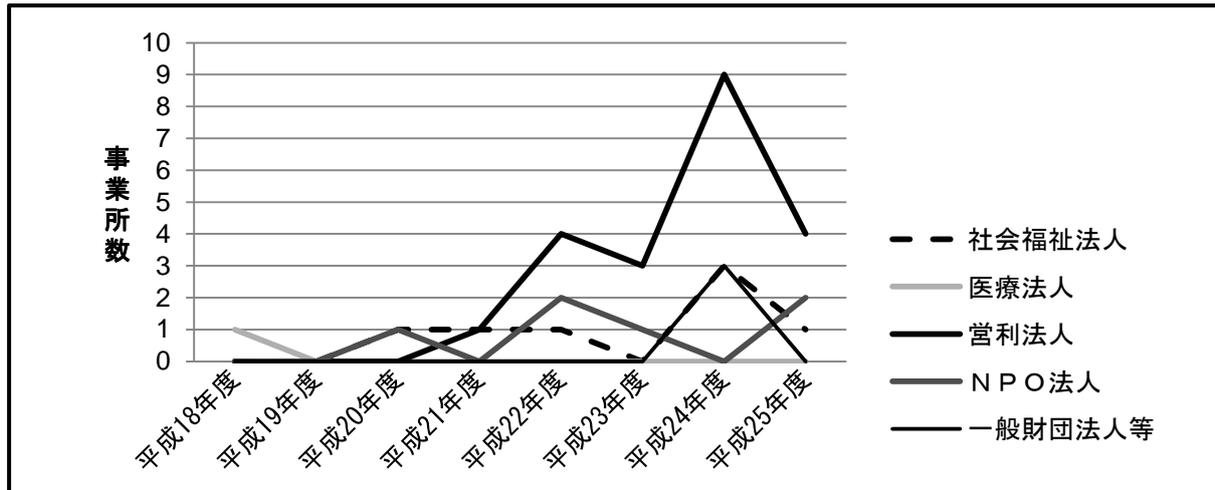
調査票参照→22 

6. 調査結果概要

■ 運営主体別でみる就労継続支援A型事業所の開設日

- 近年、就労継続支援A型事業所の数は増加しているが、運営法人を開設年度ごとに見ると、営利法人を運営主体とする事業所の増加が著しい。これは、平成18年に運営主体の規制が緩和されたためと考えられる。

なお、下図の平成25年度実績は7月現在までのものであり、昨年度以上のペースで営利法人が就労継続支援A型事業所を運営するケースが増えている。→関連8・10



■ 運営主体別で見る主たるサービスの障がい種別※複数回答

- 運営主体全体では、営利法人(株式・有限会社)の割合が高い(55.3%)ほか、就労移行支援事業所ではあまり見られなかった、一般財団法人等が運営主体になっているなど、就労移行支援事業所との違いが見られる。

→関連8

運営主体(38)	身体障がい	知的障がい	精神障がい	発達障がい	特になし
社会福祉法人(7)	3	5	2	2	2
18.4%	42.9%	71.4%	28.6%	28.6%	28.6%
医療法人(1)	0	0	1	0	0
2.6%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
営利法人(21)	8	9	9	4	9
55.3%	38.1%	42.9%	42.9%	19.0%	42.9%
NPO法人(6)	0	2	2	2	4
15.8%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	66.7%
一般財団法人等(3)	2	2	3	2	0
7.9%	66.7%	66.7%	100.0%	66.7%	0.0%

※運営主体()内の数字は事業所数を表しており、%で示している数字は各運営主体の区分ごとの事業所数に占める%である。

【参考：就労移行支援事業所】

運営主体	事業所数（件）	事業所数/91 件
国、府・市町村、一部事務組合等	0	0.0%
社会福祉協議会	0	0.0%
社会福祉法人（社協以外）	56	63.7%
医療法人	2	2.2%
営利法人	16	17.6%
NPO 法人	11	12.1%
一般社団法人等	4	4.4%

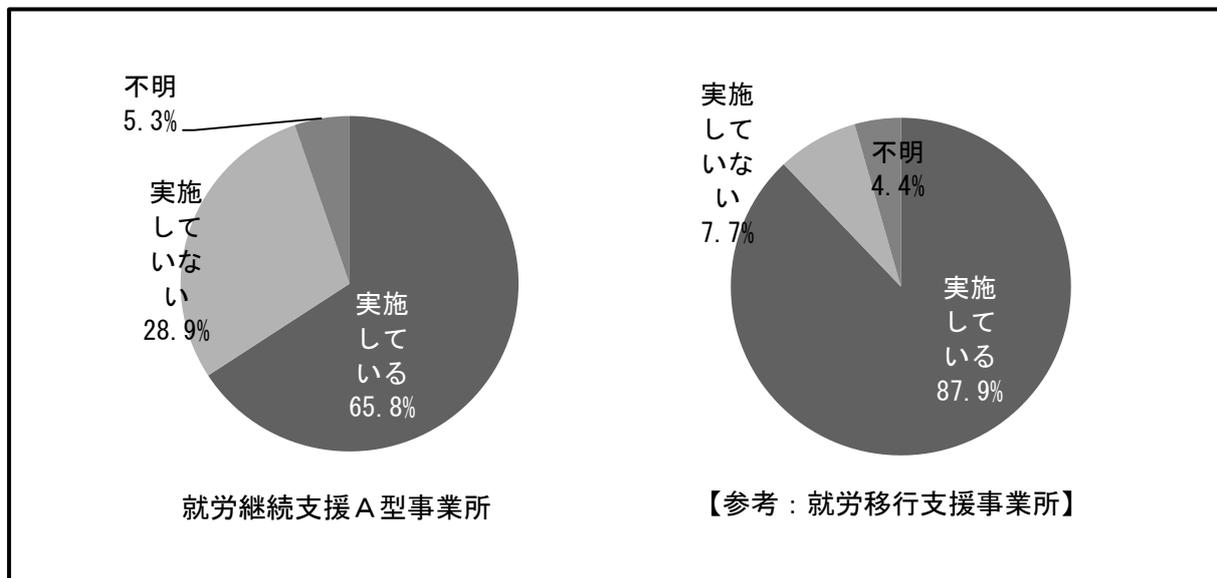
※運営主体（ ）内の数字は事業所数を表しており、%で示している数字は各運営主体の区分ごとの事業所数に占める%である。

■ 事業所の職員研修実施状況

- 職員に対する研修を行っている割合は、就労移行支援事業所と比べ 20%以上下回っている。

Q17の課題認識についての自由記載にあるとおり、利用者の雇用と最低賃金を守りつつ、福祉的なケアを行うことの困難さを感じている事業所が多いことがうかがえる。

→関連 17・21



■ 連携している主な関係機関

○ 連携している主な関係機関は下図のとおり。「①ハローワーク」や「③就業・生活支援センター」と連携しているという就労継続支援A型事業所の割合は、就労移行支援事業所と同じく高い割合となっている。

また、就労継続支援A型事業所は「⑫医療機関」と連携している割合が就労移行支援事業所より高く、「③就業・生活支援センター」に次ぐ割合である。→関連 20

事業所	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
就労継続支援 A型事業所 (38)	32 84.2%	4 10.5%	30 78.9%	4 10.5%	4 10.5%	15 39.5%	19 50.0%	10 26.3%
就労移行 支援事業所 (91)	82 90.1%	46 50.5%	82 90.1%	6 6.6%	43 47.3%	7 7.7%	16 17.6%	0 0.0%
事業所	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯
就労継続支援 A型事業所 (38)	1 2.6%	0 0.0%	3 7.9%	28 73.7%	15 39.5%	4 10.5%	10 26.3%	3 7.9%
就労移行 支援事業所 (91)	2 2.2%	19 20.9%	4 4.4%	17 18.7%	24 26.4%	22 24.2%	30 33.0%	5 5.5%

※事業所（ ）内の数字は各事業所数を表しており、%で示している数字は各事業所の区分ごとの事業所数に占める割合である。複数回答の場合は合計が100%とはならない。

【関係機関】

①ハローワーク ②障害者職業センター ③就業・生活支援センター ④障害者職業能力開発校 ⑤相談支援事業所 ⑥就労継続支援A型事業所 ⑦就労継続支援B型事業所
⑧自立訓練事業所 ⑨発達障がい者支援センター ⑩障がい者就業・就労サポート協働機構 ⑪大阪府ITステーション ⑫医療機関 ⑬支援学校等教育機関 ⑭一般企業
⑮市町村行政 ⑯その他

■ アンケート調査で見えてきた就労継続支援A型事業所の特徴

アンケートに回答された就労継続支援A型事業所（以下、A型事業所）の半数以上は、株式会社等の営利法人であり、近年、増加傾向にある。A型事業所は福祉施設であると同時に、利用者との間に雇用契約を締結しなければならないことから、福祉サービスの提供と企業経営の両面の事業活動を行う必要がある。この点において多くの事業所では困難さを感じており、特に福祉的な支援が足りないと感じている。

最低賃金減額特例制度の利用状況について、回答のあった事業所に電話による聞き取り調査を行ったところ、制度を利用するにあたっては、大阪労働局長の許可のもと、利用者個々に減額特例を受けているとのことだった。その数は、回答のあった38事業所のうち6事業所で全体では15.8%と2割に満たず、利用者ベースでは47人で、減額率が最も多いのは、31～40%で全体の約6割の28人であった。また、回答があった事業所の中では、最も高い減額率の適用となる51～60%の減額率の方が4人、約1割弱おられた。

A型事業所は、就労継続支援B型事業所等他の福祉サービスと比較すると障がい程度の軽い方の利用が多いと思われるが、最低賃金以上を確保しつつ事業運営をできるというA型事業所ばかりではない。利用者の障がい種別や症状の重さも様々で、福祉的な支援が想像以上に必要であるものと思われる。

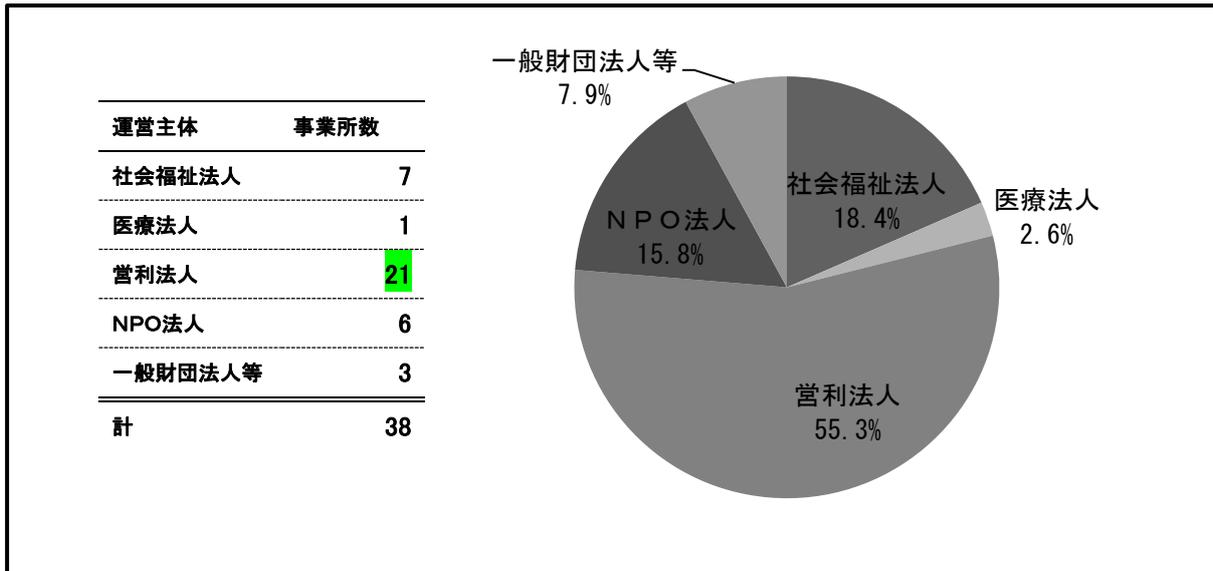
特に、ここ数年、株式会社等の営利法人が運営するA型事業所が急増しており、その背景には、法定雇用率の達成や企業経営の合理化の側面があることなども想定されるが、事業者には福祉的な支援スキルの向上を図ってもらう必要がある。

II. アンケート調査集計結果

(1) 事業所の基本的事項

Q1 貴就労継続A型支援事業所(以下「貴事業所」という。)の運営主体はどちらになりますか。

○ 運営主体のほとんどが、「社会福祉法人」以外の法人であり、中でも「営利法人」が5割を超えている。



Q2 サービスの対象とする主たる障がい種別はどちらになりますか。※複数回答可

○ 「知的障がい」が最も多いが、大きな偏りは見られなかった。

障がい種別	事業所数	事業所数/38件
身体障がい	13	34.2%
知的障がい	18	47.4%
精神障がい	17	44.7%
発達障がい	10	26.3%
特になし	15	39.5%

※複数回答のため、%の合計は100%にならない。

【参考：就労移行支援事業所】

障がい種別	事業所数	事業所数/91件
身体障がい	21	23.1%
知的障がい	59	64.8%
精神障がい	31	34.1%
発達障がい	20	22.0%
特になし	19	20.9%
不明	1	1.1%

Q3 実施されている生産活動はどちらになりますか。※複数回答可

- 「施設内での下請・内職作業」の割合が44.7%と最も高いが、次に高いのが「その他」である。その内容は「クリーニング」や「農作業」といったものから、「宿泊施設の経営」まで多種多様であった。

生産活動	事業所数	事業所数／38件
施設内での下請・内職作業	17	44.7%
自主製品の製造販売	8	21.1%
施設外での労務提供	9	23.7%
飲食店等店舗経営	9	23.7%
その他	13	34.2%

※複数回答のため、%の合計は100%にならない。

Q4 併設している障がい福祉サービスはどちらになりますか。※複数回答可

- 併設サービスのない事業所の割合が47.4%と最も高く、「就労継続支援B型事業所」がこれに続いている。

併設サービス	事業所数	事業所数／38件
就労移行支援事業所	9	23.7%
就労継続支援B型	13	34.2%
自立訓練(機能)	0	0.0%
自立訓練(生活)	1	2.6%
生活介護	3	7.9%
その他	1	2.6%
併設なし	18	47.4%

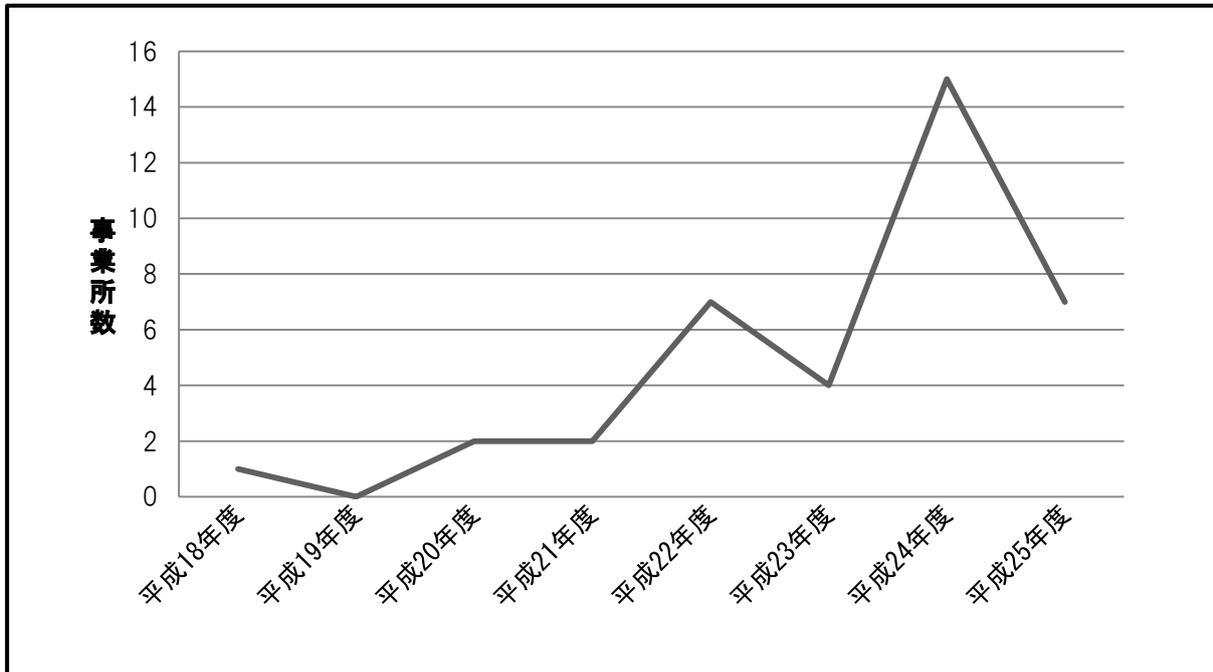
※複数回答のため、%の合計は100%にならない。

Q5 貴事業所の開設時期並びに利用定員、登録人数などについておたずねします。
(H24.4.1 現在)

Q5-1 【開設時期の推移】

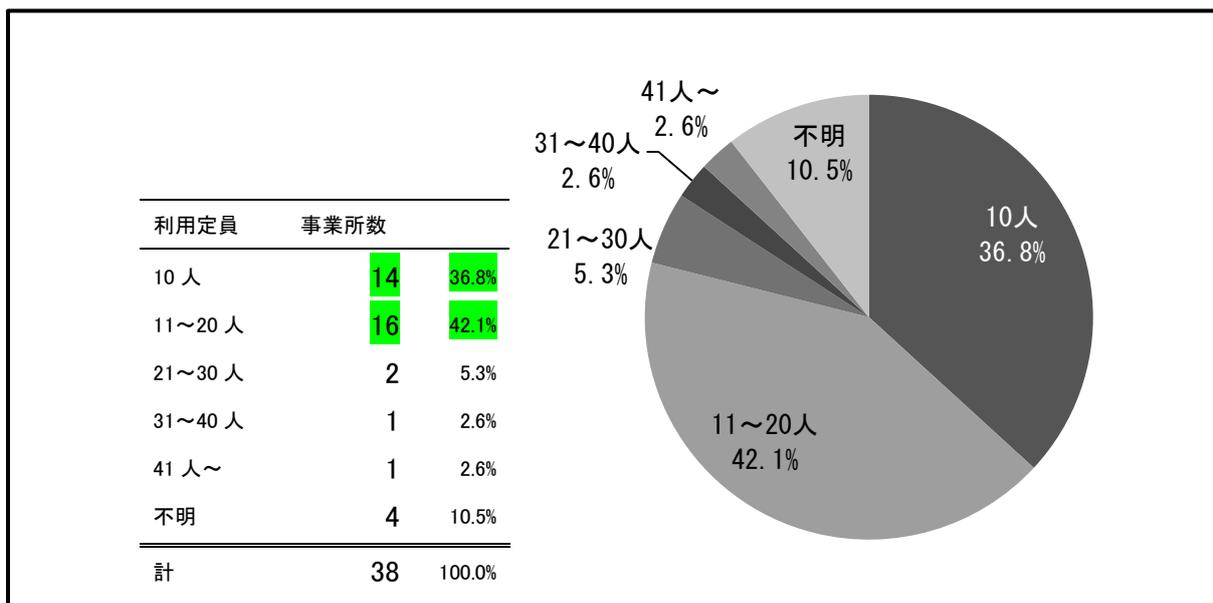
○ 就労継続支援A型事業所は、ここ数年増加傾向にある。

※平成25年度は、7月までの実績であり、平成25年度は、平成24年度を超えるペースで開設している。



Q5-2 【利用定員の割合】

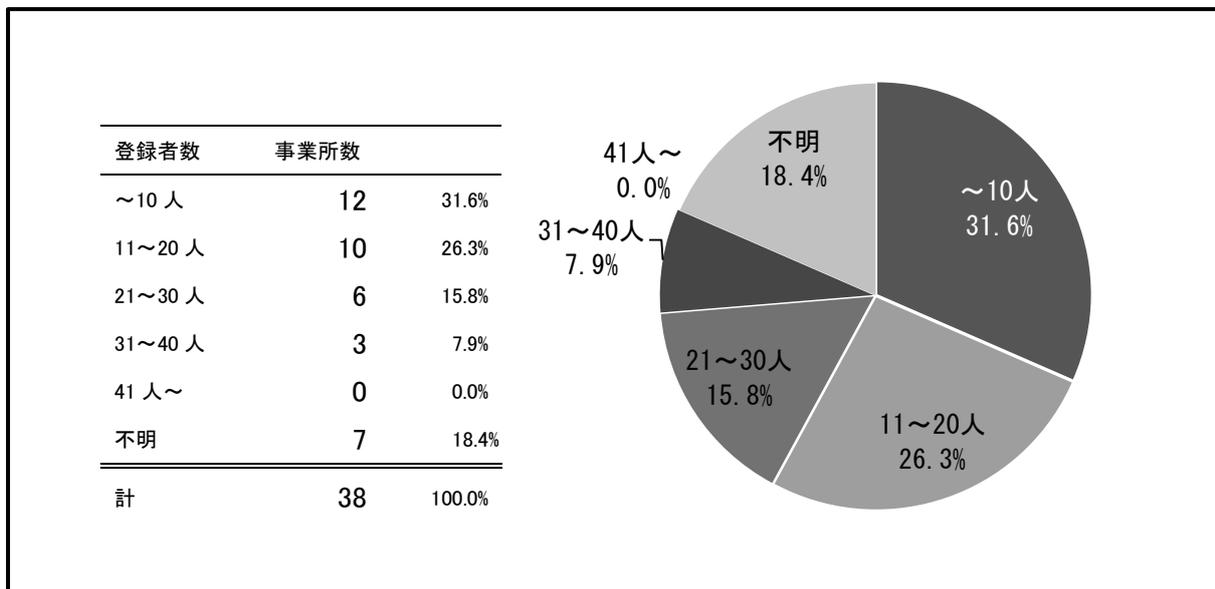
○ 就労継続支援A型事業所の利用定員のほとんどは10~20人のエリアに集中している。
なお、不明の4事業所は新設事業所。※ 平均利用定員 16.7人(34事業所平均)



Q5-3 【登録人数の割合】

○ 登録人数は、利用定員に比べて少ない。不明は新設事業所。

※ 平均登録人数 15.5 人(31事業所平均)



Q5-4 【登録者の障がい種別】

○ 登録者の障がい種別の半数が「知的障がい」(51.6%)となっており、「精神障がい」(29.4%)がこれに続く。

登録障がい種別	登録者数	割合
身体障がい	66	13.8%
知的障がい	247	51.6%
精神障がい	141	29.4%
発達障がい	25	5.2%
計	479	100.0%

Q6 貴事業所を利用する直前の利用者の状況についておたずねします。

※最も多いケースとその人数

○ 利用者の直前の状況は、「他法人事業所」からの利用者が最も多い。「医療機関」から利用者を受け入れている事業所は少ない（2カ所）ものの、1事業所あたりの受け入れ人数は多い。

直前の状況	事業所数	利用者数	平均人数
在宅	8	61	7.6
支援学校(その他教育機関)	3	21	7
職業能力開発校	0	0	0
他法人事業所	10	68	6.8
同法人事業所	7	42	6
医療機関	2	33	16.5
一般就労	4	40	10
計	34	265	

Q7 平成24年度に算定した下記の報酬加算の有無についておたずねします。※複数回答可

○ 報酬加算を受けてない事業所が過半数を超えている。

加算の状況	事業所数	事業所数／38件
重度者支援体制加算	2	5.3%
就労移行支援体制加算	2	5.3%
施設外就労加算	5	13.2%
福祉専門職員配置等加算	9	23.7%
加算なし	21	55.3%

※複数回答のため、%の合計は100%にならない。

—用語解説—

重度者支援体制加算: 障害基礎年金1級の受給者が利用者の一定数以上である場合の加算。

就労移行支援体制加算: 利用者を一般就労に結びつけた実績に対する加算。

施設外就労加算: 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合の加算。

福祉専門職員配置等加算: 福祉専門職員を配置し、サービス提供を行うことに対する加算。

Q 8 貴事業所の職員体制等についておたずねします。(H24. 4. 1 現在)

	常勤		非常勤	
	実人数	常勤換算人数	実人数	常勤換算人数
管理者	34	—	—	—
サービス管理責任者	35	—	1	—
職業指導員	46	32.3	17	10
生活支援員	43	26.9	20	9

※必置職員が不足している事業所は新設事業所であり、平成 24 年 4 月 1 日時点で開設していないため報告されていなかった。

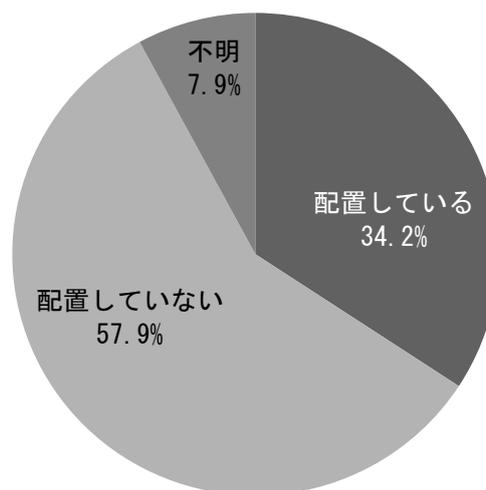
—用語解説—

- ① 職業指導員：身体的・精神的・知的障がいのために社会的自立が困難な人たちに対し、社会復帰と職業的自立を実現するために必要な技術指導を行う。
- ② 生活支援員：利用者の生活援助や訓練など、生活習慣が身につくよう指導を行う。

Q 9 Q 8 の職員体制のうち、指定基準よりも多く配置している人は、どの職種にそれぞれ何人おられますか。

配置の有無	事業所数	
配置している	13	34.2%
配置していない	22	57.9%
不明	3	7.9%
計	38	100.0%

加配している職種	人数
職業指導員	16
生活支援員	16



※不明は平成 24 年度以降に開設された事業所。

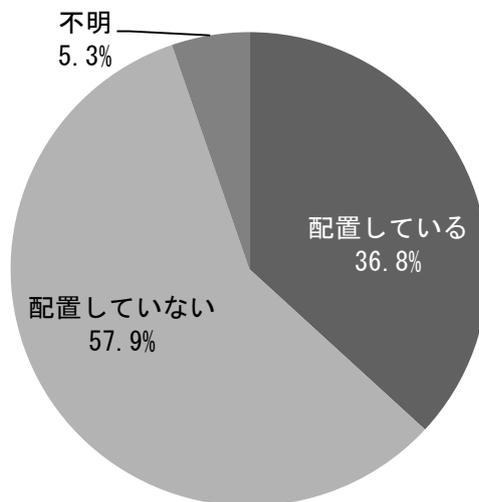
Q10 Q8の職員体制のうち、経歴等から企業の視点で支援できることを条件に採用・配置した人はおられますか。

○ 就労移行支援事業所と比較すると、企業の視点から利用者の支援を行える職員をより多く配置している。

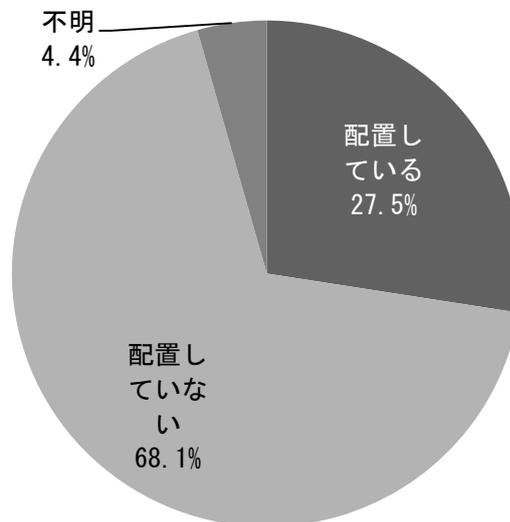
配置の有無	事業所数	
配置している	14	36.8%
配置していない	22	57.9%
不明	2	5.3%
	38	100.0%

雇用形態	人数
常勤	33
非常勤	12

※不明は平成24年度以降に開設された事業所。



【参考：就労移行支援事業所】



Q11 Q8の職員体制のうち、下記の資格を取得されている方はおられますか。

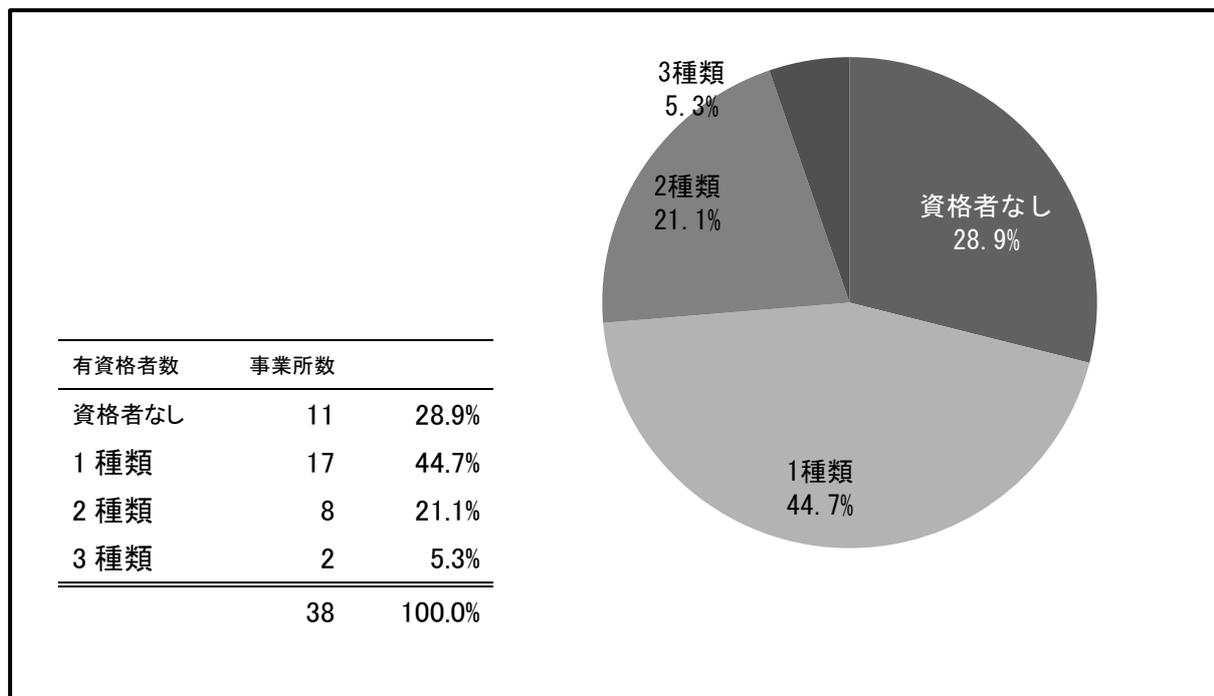
※2以上の有資格者はそれぞれ計上

○ 資格を持った職員を配置している事業所は27カ所。資格を持った職員を配置していない事業所は11カ所で、いずれも平成24年度以降に開設された事業所であった。

資格	人数
精神保健福祉士	7
社会福祉士	9
介護福祉士	13
社会福祉主事任用	11
作業療法士	1
理学療法士	1
ジョブコーチ研修修了者	4
その他	5

Q11-1 事業所で有する資格の種類

○ 複数の有資格者を配置して支援にあたっている事業所は26.4%となっている。



—用語解説—

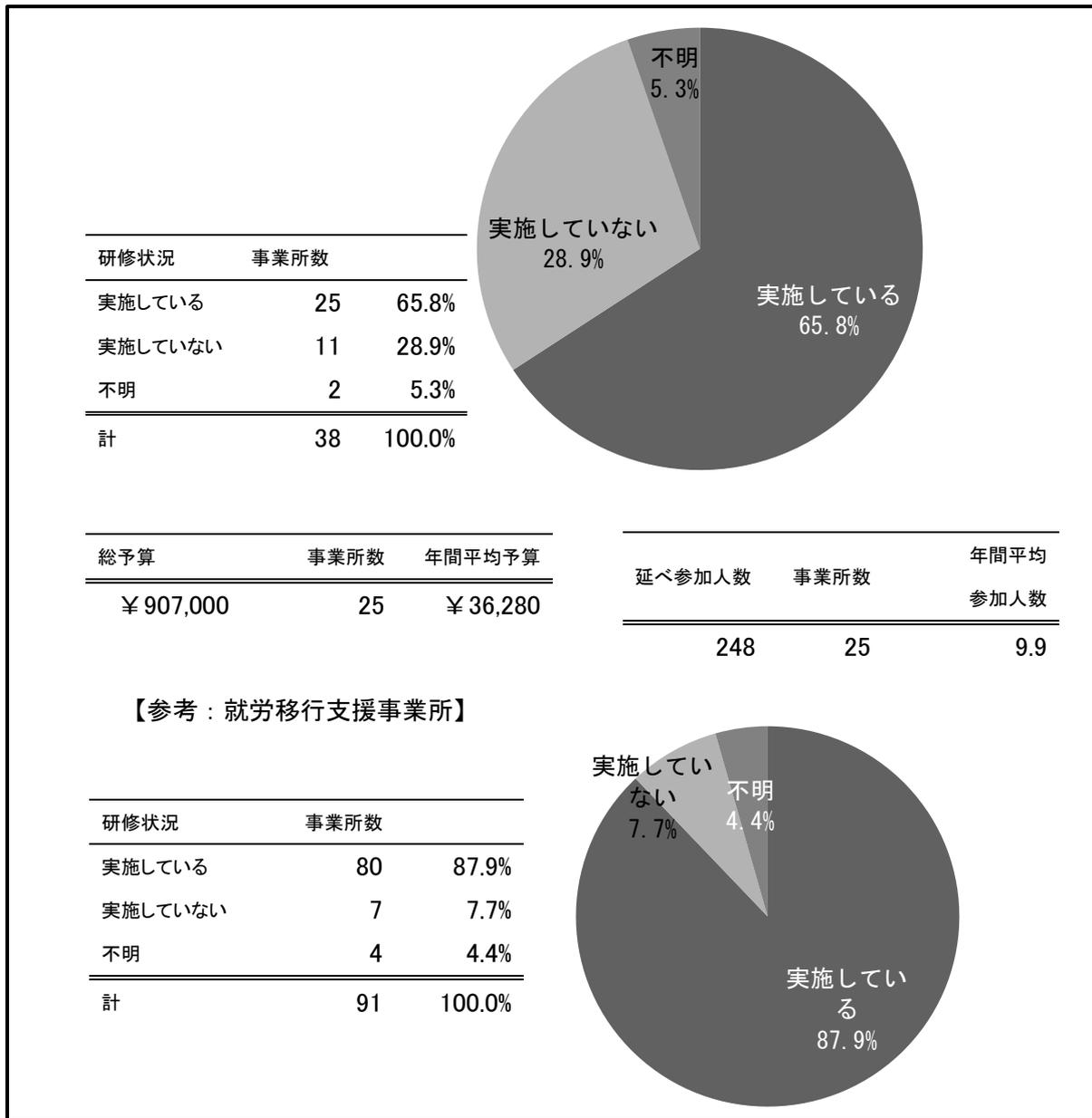
- ① **精神保健福祉士**:精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、又は精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。
- ② **社会福祉士**:専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行う。
- ③ **介護福祉士**:専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者について心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う。
- ④ **社会福祉主事任用**:社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)であり、社会福祉施設職員等の資格に準用されている。
- ⑤ **作業療法士**:身体または精神に障がいのある者、またはそれが予測される者に対して、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復・維持および開発を促す作業活動を用いて行う治療・指導および援助を行う。
- ⑥ **理学療法士**:ケガや病気などで身体に障がいのある人や障がいの発生が予測される人に対して、基本動作能力(座る、立つ、歩くなど)の回復や維持、および障がいの悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法(温熱、電気等の物理的手段を治療目的に利用するもの)などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する。
- ⑦ **ジョブコーチ研修修了者**:障がい者の就職および職場定着の支援を行う職場適応援助者(ジョブコーチ)の養成研修修了者。

第1号ジョブコーチ:障がい者の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用されるジョブコーチです。高齢・障害者雇用支援機構が実施する第1号職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を修了した者であって、必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者が担当する。

第2号ジョブコーチ:障害者を雇用する企業に雇用されるジョブコーチです。機構が実施する第2号職場適応援助者養成研修又は厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修を修了した者であって、必要な相当程度の経験及び能力を有すると機構が認める者が担当する。

Q 1 2 貴事業所職員の研修実施状況についておたずねします。

○ ほぼ3分の2の事業所で研修を実施しているが、就労移行支援事業所に比べると実施率は低かった。



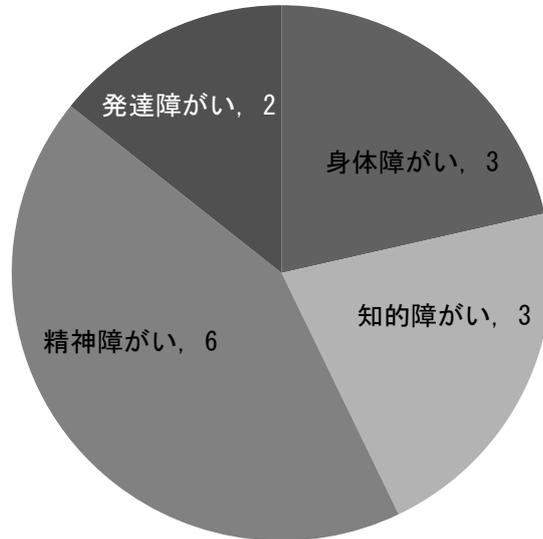
Q 1 3 Q 1 2の研修実施内容についておたずねします。※複数回答可

研修内容	事業所数	事業所数／実施事業所数
法人内施設内での研修	18	72.0%
外部の研修	17	68.0%
職員の自主研修	7	28.0%

- Q14 平成24年度の一般就労移行実績並びに工賃の支払実績についておたずねします。
 ○ 就職者数、工賃支給事業所ともに少なく、A型としての事業に集中していると思われる。

※就職者を出している事業所は8カ所で14名であった。その内訳は以下のとおり。

障がい種別	就職者数
身体障がい	3
知的障がい	3
精神障がい	6
発達障がい	2
計	14



工賃合計額	事業所数	平均工賃額
¥70,058	3	¥23,352

大阪府障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(規模)

第七十条 就労継続支援 A 型事業所は、十人以上の利用者が利用することができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者が第七十四条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者(以下「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対して就労継続支援 A 型を行う場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十人を下回ってはならない。

3 就労継続支援 A 型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、九人及び当該就労継続支援 A 型事業所の利用定員の百分の五十を超えてはならない。

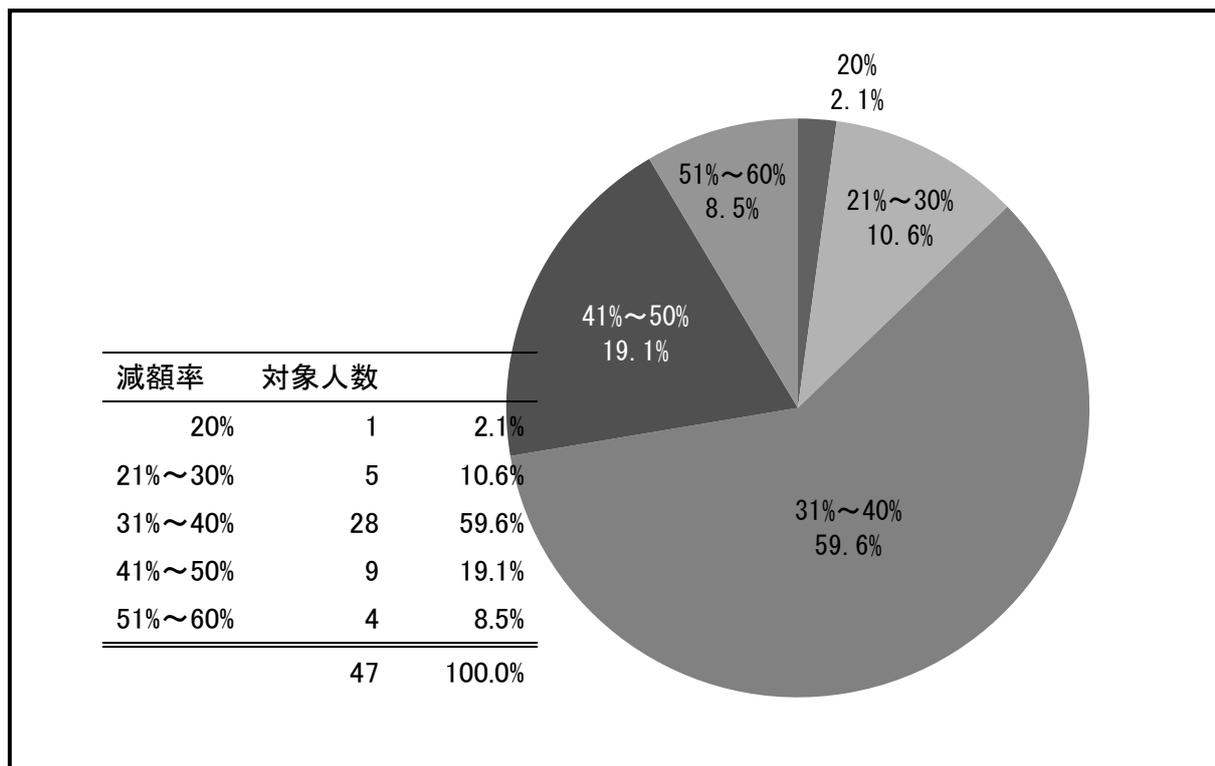
Q15 雇用契約を締結している利用者についておたずねします。最低賃金減額特例制度を利用していますか。

減額制度	事業所数	対象人数	平均人数	減額率
利用している	6	47	7.8	20～60%
利用していない	32			

Q15-1 最低賃金減額特例制度を利用している事業所の減額率の内訳

○ 最低賃金減額特例制度を利用している6事業所（対象者47人）の減額率の割合は下図のとおりであった。減額率で最も多いのが31～40%で約6割を占めている。

アンケート実施後、減額率の高い事業所に電話による聞き取り調査を行ったところ、精神障がい者を主たるサービスの対象としている事業所が多く、症状が不安定で長時間作業ができない利用者が多いことが主な原因であった。



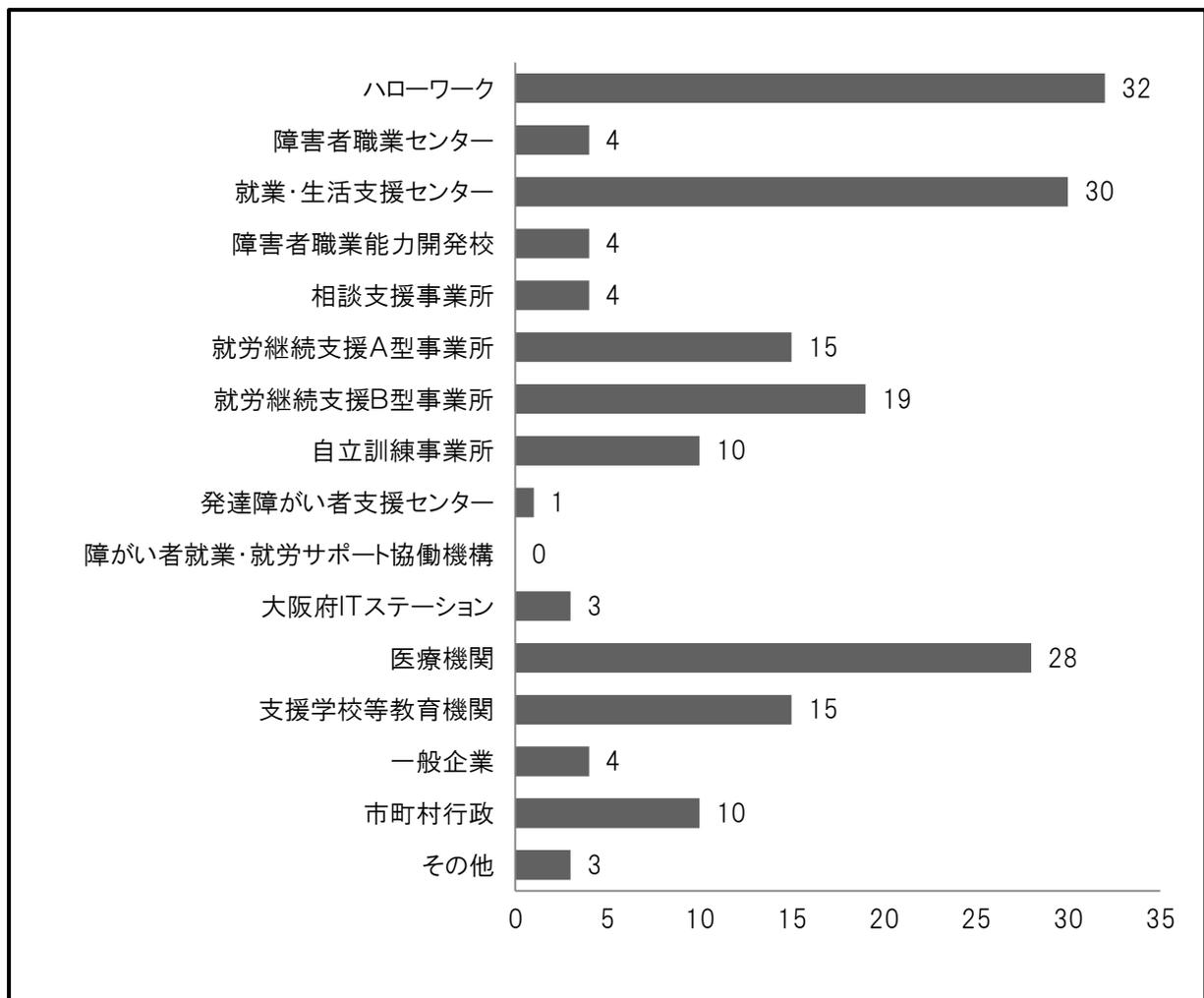
—用語解説—

最低賃金の減額の特例許可制度:一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、特定の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

Q16 支援に当たって連携している主な関係機関についておたずねします。

※上位5つまで回答可

○ 主に「ハローワーク」や「就業・生活支援センター」と連携しているほか、「医療機関」と連携している事業所が多い。



(2) 事業所運営の課題等について【自由記載】

Q17 貴事業所の現状を踏まえた課題認識についておたずねします。

【多数意見】

- ▶ 最低賃金を守っていくための仕事を確保し続けることが困難。
- ▶ 利用者に対する福祉的な支援と、安定的な事業所運営。
- ▶ 利用者への福祉的な支援スキルの不足。
- ▶ 発達障がいや精神障がいに関する知識の不足。
- ▶ 企業的マインドと福祉的スキルを兼ね備えた職員の育成。
- ▶ 利用者の作業能力の見極めと、作業内容の切り分け。
- ▶ 事業活動における生産力の向上と、安定した販路の確保。
- ▶ 有給休暇に対して、支援費請求ができないことが運営上厳しい。

【少数意見】

- ▶ 一般就労を希望する利用者に対して就労支援を行っているが、ハローワークに通ってもなかなか就職が決まらず、就職先の開拓が必要。
- ▶ 職員の就労支援スキルの不足。
- ▶ 利用希望者が多いが、定員に限りがあり、受け入れが難しい状況にある。就労継続支援A型事業所のニーズは高いが、事業所の数が不足している。
- ▶ 就労継続支援B型事業所ではなく、A型事業所で働きたいという利用者のニーズに答えるため、短時間の雇用について減算するべきではない。

Q18 Q17の課題等を解決するために必要と思われる取組みについておたずねします。

【多数意見】

- ▶ 職員の福祉的スキルをアップさせるための研修（特に外部研修）。
- ▶ 職場内での学習会の実施。
- ▶ アドバイザー等による技術支援。
- ▶ 安定した仕事を請け負うための企業との連携。

【少数意見】

- ▶ 一般就労に向けて、企業訪問を繰り返し行う。
- ▶ 販路拡大のため、複数の事業所が共同で企業や商店、イベント会社に営業をかける体制づくり。
- ▶ 天候に左右されない環境の整備（農業に取り組む事業所）。
- ▶ 就労継続支援A型事業所の実情に合った報酬体系とするよう国に働きかける。
- ▶ 福祉的雇用の促進など、新たなビジネスモデルの開発。

就労継続 A 型支援事業に係るアンケート(ヒアリング調査)へのご協力のお願い

本調査は、府内(政令市・中核市含む)の就労継続 A 型支援事業所の実態を把握するために実施するものです。

本調査により、就労継続 A 型支援事業所の体制や就労支援活動の現状と課題を分析し、就労移行支援事業との役割分担も踏まえ、地域において不足するサービス基盤の整備や制度の質の向上、改善をめざすものです。

就労継続 A 型支援事業者のみなさまにおかれましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨・目的をご理解いただき、アンケートにご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、場合によっては別途ヒアリング調査（抽出）を実施する可能性がありますので、その時にはご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

平成 2 5 年 7 月

大阪府福祉部障がい福祉室

【ご記入に当たって】

- 1.本調査は、大阪府内の就労継続 A 型支援事業所を対象として、アンケートを実施し、別途ヒアリング調査(抽出)へのご協力をお願いするものです。
- 2.本調査で把握した内容は、調査の趣旨・目的以外に利用することはございませんので、調査票は、平成 2 4 年 4 月 1 日現在、あるいは平成 2 4 年度の取組状況をありのままお答えください。
- 3.回答は、複数回答が可能なものや、最も多いケースを選ぶもの、主なものを上位 5 つまで選ぶものなど、さまざまありますので、ご注意ください。その他については、()内も可能な限りご記入ください。
- 4.メール若しくはFAXのいずれかの方法で下記の回答期日までにご回答くださいますようお願いいたします。

回答送付先 メールアドレス ; jiritsushien-01@gbox.pref.osaka.lg.jp

回答送付先 大阪府障がい福祉室FAX番号 ; 0 6 (6 9 4 2) 7 2 1 5

回答期日 ; 平成 2 5 年 7 月 1 2 日(金)

- 5.この調査について、ご不明な点がございましたら、お手数ですが下記までお問い合わせください。

大阪府 福祉部 障がい福祉室 自立支援課 電話 直通 0 6 (6 9 4 4) 2 0 9 5

Q8 貴事業所の職員体制等についておたずねします。(H24.4.1現在)

	常勤		非常勤	
	実人員	常勤換算人数	実人員	常勤換算人数
管理者	人	人	人	人
サービス管理責任者	人	人	人	人
職業指導員	人	人	人	人
生活支援員	人	人	人	人

Q9 Q8の職員体制のうち、指定基準よりも多く配置している人は、どの職種にそれぞれ何人おられますか。

- ①加配している職種とその人数 職業指導員 _____人 生活支援員 _____人
 ②特にいない その他 (_____) _____人

回答

Q10 Q8の職員体制のうち、経歴等から企業の視点で支援できることを条件に採用・配置した人はおられますか。

- ①配置している(常勤 _____人 非常勤 _____人)
 ②特にいない

回答

Q11 Q8の職員体制のうち、下記の資格を取得されている方はおられますか。※2以上の有資格者はそれぞれ計上

- ①精神保健福祉士 _____人 ②社会福祉士 _____人 ③介護福祉士 _____人
 ④社会福祉主事任用 _____人 ⑤作業療法士 _____人 ⑥理学療法士 _____人
 ⑦ジョブコーチ研修修了者 1号 _____人 2号 _____人 ⑧その他 _____人

Q12 貴事業所職員の研修実施状況についておたずねします。

- ①実施している (研修に係る年間予算 _____円 延べ参加人数 _____人)
 ②特にしていない

回答

Q13 Q12の研修実施内容についておたずねします。※複数回答可

- ①法人内・施設内での研修 ②外部の研修 ③職員の自主研修
 ④その他(_____)

回答

Q14 平成24年度の一般就労移行実績並びに工賃の支払実績についておたずねします。

就職者数合計	身体	知的	精神	発達	その他
	人	人	人	人	人
生産活動に従事している雇用契約を締結していない利用者に支払った月額平均工賃の額(平成24年度)					円

Q15 雇用契約を締結している利用者についておたずねします。最低賃金減額特例制度を利用していますか。

- ①利用している（対象人数 人 減額率 ～ %）
②利用していない（時給 円）

回答

Q16 支援に当たって連携している主な関係機関についておたずねします。※上位5つまで回答可

- ①ハローワーク ②障害者職業センター ③就業・生活支援センター ④障害者職業能力開発施設
⑤相談支援事業所 ⑥継続支援A型事業所 ⑦継続支援B型事業所 ⑧自立訓練事業所
⑨発達障がい者支援センター ⑩障がい者就業・就労サポート協働機構
⑪大阪府ITステーション ⑫医療機関 ⑬支援学校等教育機関
⑭一般企業 ⑮市町村行政 ⑯その他()

回答

事業所運営の課題等についておたずねします

Q17 貴事業所の現状を踏まえた課題認識についておたずねします。空欄に自由にご記入ください。

--

Q18 Q17の課題等を解決するために必要と思われる取組みについておたずねします。空欄に自由にご記入ください。

--

設問は以上です。お忙しいところ、調査にご協力をいただき、誠にありがとうございました♪

〒540-8570

大阪府中央区大手前3丁目2番12号大阪府庁別館

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

就労・IT支援グループ

直通電話 06(6944)2095